

西東京市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の新規制定【素案骨子】

1 趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）」（第 3 次一括法）の公布に伴う介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）の改正により、これまで国（厚生労働省令）において定められていた「指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項の基準」の一部と、「指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」及び「基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」について、市町村の条例で定めることとなりました。これを受け、市として新たにこれらの基準について条例を制定します。

2 根拠法令

条例制定を行う根拠法令は下記のとおりです。

- ①介護保険法第 59 条第 1 項第 1 号
- ②介護保険法第 115 条の 22 第 2 項第 1 号
- ③介護保険法第 115 条の 24 第 1 項及び第 2 項

3 新規制定の要旨

条例の制定に当たっては、「従うべき基準」（厚生労働省で定める基準に従い定めるもの）及び「参酌すべき基準」（厚生労働省令で定める基準を参酌するもの）が示されており、市町村ではこれに応じながら厚生労働省令の基準に即して策定することとなります。本市においては、国の基準を検討した結果、適切な基準であると判断したため、同基準と同一の基準を定めます。

4 条例の骨子

①指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項の基準

「介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 34 の 2」の基準と同一の基準とします。

②指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営並びに基準該当介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）」の基準（従来の基準）と同一の基準とします。